

經濟研究

第7卷 第4號

October 1956

Vol. 7 No. 4

マニユファクチャの歴史的形態

大塚 久雄

第1 問題のありか

1 「分業にもとづく協業は、マニユファクチャにおいてその典型的な姿態をととのえる。これは大ざっぱに云って16世紀の中葉から18世紀の最後の3分の1期まで續いた本來的なマニユファクチャ時代のあいだ、資本制生産過程の特徴的な形態として支配的におこなわれる。」¹⁾ このような「資本論」第1巻の locus classicus にもとずいて、経済學では、(1) 西ヨーロッパ史上、16世紀中葉から18世紀後半にいたる約2世紀間を「本來的マニユファクチャ期」die eigentliche Manufakturperiode とよび、(2) この時期には「資本制生産過程の特徴的な形態としてマニユファクチャが支配的におこなわれた」とするのが普通であるといつて、まず大過ないだろうと思う。ところが、こうした見解は實證的な歴史學(さしあたって經濟史學)の立場からは、必ずしも一般に容認されているわけではない。むしろ史實としては、これと異なつて、この時期の西ヨーロッパでは、單な

る小商品生産(したがつてそうした小工業の基礎のうゑに展開される問屋制度)こそが支配的だったのであつて、工業經營形態としてのマニユファクチャなるものはたかだか散發的あるいは例外的にみいだされるにすぎない、というのが通説となつていと云つてよい。

ところで、經濟史學の側からするこのような云わば實證的批判は、はたして十分に正しいといえるか、どうか。むしろその舉證の方法には——史實そのものにはではなく——重要な誤謬が介在するのではないか。私はさきにこうした問題を取りあげ、もつぱら1經營あたりの平均雇傭労働者數にもとずいてマニユファクチャの有無や展開度を檢證しようとするのは、かえつて現存するマニユファクチャの姿をさえも抹殺してしまふ結果となることを指摘し、逆に、複雑な史實のうちからマニユファクチャの存在とその展開度を正しく檢出しようための方法について論及した²⁾。ただ、そのばあい、見られるように、なお1經營あたりの雇傭労働者數といった單に量的な看點にのみ止まっ

1) Marx, K., *Das Kapital*, Bd. 1, Volktausgabe, S. 352; 長谷部譯・マルクス「資本論」第1巻・青木文庫版、第3分冊・563頁。

2) 拙稿「マニユファクチュアの檢出——いかにして史實のうちからマニユファクチュアを檢出しようか」經濟學論集、「有澤先生還曆記念號」所載。

ていた。しかし、これだけでは明らかに不十分であって、同時にマニユファクチャ内部における雇傭労働者たちの編制の仕方 (= 分業形態)、そうした云わば質的な側面をも問題にするのでなければ、マニユファクチャの眞に歴史的・具體的な存在の仕方を (その經營規模の問題さえも) 正しくとらえることはできないわけである³⁾。そこで、本稿では、マニユファクチャの内部編制 (= 分業形態) に重点をおき、その眞に歴史的・具體的な存在形態を追及しつつ、そうした看點のもとに史實のうちからマニユファクチャを正しく検出しようする方法について、なにがし論及してみたいと思う。

2 本論に入るまえに、本稿における問題の立て方について、もう少し立ち入って説明しておくこととしたい。

マニユファクチャは、普通は、雇傭労働者たちが「道具」を用いて労働対象に加工するような、したがって未だ「機械」がその根幹となっていないような「工場」というほどの意味に解せられている。このことは決して誤りではないけれども、われわれの當面の研究目的からすれば、きわめて不十分たるを免れない。個別資本 (= 産業資本) のもとで形成される協業とそこから生ずる「労働の社會的生産力」の増大が、どのような技術的基礎のうえでおこなわれているかという看點からすると、マニユファクチャと工場のあいだにはきわだった差別が見出される。すなわち、協業による労働生産性の向上 (= 相対的餘剩價値の生産) が、マニユファクチャにあつては労働諸力の「分業」にもとづく編制を起點として生ずるのとことなつて、工場では機械組織自體がその起點となり、しかも比較に絶した威力を發揮するようになる⁴⁾。兩者

3) 拙稿、前掲論文、156頁註10および162頁追記を参照。

4) *Das Kapital*, I, Vierter Abschnitt, 邦譯, 第3分冊, 第4篇, —「マニユファクチャにおいては、社會的労働過程の編制は純粹に主觀的であり、部分労働者たちの結合である。大工業 [= 工場] は、機械體系という形で、労働者が既成の物質的生產條件として見出すところの、全く客觀的な生産有機體を有する。單純協業においては、また分業によって獨自化された協業 [= マニユファクチャ] においてさえも、社會化された労働者による孤立した労働者の驅逐は多少とも

の間に見られるこうした質的な差別、そしてそこから生ずるところの、舊來の「個人的生産力」(とくに手工業的小經營) に對する競争力における壓倒的な相違、そうした量的な差違、がマニユファクチャの歴史的具體的な存在形態を工場のそれと種々な點で異ならしめることになる。もう少し詳しくいうと、工場のばあい、それが「機械的經營に對する舊式な手工業的およびマニユファクチャ的經營 [を] 勝負にならぬ闘争において破滅」させ、全生産様式の變革 (= 産業革命) を惹起するほどの競争力を發揮する⁵⁾ のに對比して、「マニユファクチャは、[いわゆるマニユファクチャ期を通じて] 社會的生產をその全範圍において捉えることができな[い]し、またそれをその深部において變革することもできな[い]。マニユファクチャは、都市手工業と農村家内工業との廣範な基礎の上に、經濟的作品として聳えたつ」⁶⁾ ことになる。マニユファクチャの、「独自の狹隘な技術的基礎」⁶⁾ から由來するこのような歴史的な性格は、一方では廣範な小商品生産の基礎と、他方ではそれに照應する商業資本の營み (その問屋制支配をも含めて) との種々な形での絡みあいを生みだし、その結果、1個別資本 (= 1「マニユファクチャ」) のもとに形作られた經營組織に、「工場」のばあいに比べて、おのずから遙かに複雑な姿を示すことになる。

そこで、われわれが複雑きわまる史實の叢の中からマニユファクチャの姿を見つけだし、かつその經營規模や展開度を見きわめようとするには、どうしても一應まえて、歴史上、とくにいわゆる「マニユファクチャ期」に、マニユファクチャがとるところの特有な經營形態、その基礎的な特徴をとらえておかねばならない。本稿では、そ

偶然的な現象である。機械は……直接に社會化された、あるいは共同の労働によって機能するほかはない。かくして今や、労働過程の協業的な性格が、労働手段の本性そのものによって命令された技術的必然となる。」(省略と括弧内は引用者) A. a. O. I, S. 404; 邦譯, 第3分冊, 630頁。

5) A. a. O. I, S. 453 f.; 邦譯, 第3分冊, 696—7頁。

6) A. a. O. I, S. 387; 邦譯, 第3分冊, 609頁。括弧内は引用者による變更。

うしたマニュファクチャの歴史的な存在形態について、われわれの當面の目的に必要なと思われるいくつかの基本形態を、代表的な史實に即して明らかにしておきたいのである。ただし、そのばあい史實は農村工業（およびその系譜をひく都市工業）の基盤のうえで成長した繊維マニュファクチャのみに限られる⁷⁾。けだし、それは、西ヨーロッパにおける資本主義發達の過程で農村工業の占めた基礎的な意義、そうした歴史的認識にもとづくものである⁸⁾。——以下の敘述はだいたい二つの部分にわけて、まずマニュファクチャの基礎形態を説明し、つぎにそれにもとずいて、その擴大諸形態に論及することとしよう。なお、これらに関連してマニュファクチャといわゆる問屋制度との絡みあいの様相にもふれねばならないが、それは他日に期することにしたい。

第2 マニュファクチャ經營の基礎形態

3 「より多くの労働者が、同時に同じ空間で（または、同じ労働場所でといってもよい）同じ種類の商品の生産のために同じ資本家の指揮のもとで働くということは、歴史的にも概念的にも資本制生産の出発点をなす。生産様式そのものに関しては、たとえばマニュファクチャは、その初期においては、同時に同じ資本によって就業させられる労働者がより多いということ以外は、ギルド手工業とほとんど變りがない。ギルド親方の作業場が擴大されているだけである。だから區別は、さしあたり單に量的である。」⁹⁾ このような經濟學的分析が示すように、歴史上、マニュファクチャ

形態展開の起點をなすものは手工業的小經營（＝小ブルジョア的小工業）の單なる量的擴大、そうしたきわめて小規模な資本主義的「協業」の形成である。このばあい、小規模な「協業」は「單純な協業」*einfache Ko-operation* と考えてほぼさしつかえないのであるが¹⁰⁾、歴史的にみれば、そのようなマニュファクチャ形態展開の起點をなす「單純な協業」のうちにも、次のような二つの形を區別することができる¹¹⁾。

(1) イギリス經濟史上ヨークシア西部（ウェスト・ライディング）一帯は、いはゆるマニュファクチャ期を通じて典型的な農村工業地帯として現われてくるが、その一中心地たるハリファックスおよびその周辺に、15世紀末以降、毛織物の製造にいそしむ半農半工の「小織元」*small clothier* たちの姿が急速に増大していくことはあの『ハリファックス條例』（2&3 Philip and Mary, c. 13）の前文にも記されているとおりである。ところで、ヒートン教授の研究によると¹²⁾、そうした小織元たちの經營はだいたい次のような規模のものと推定されている。——16世紀後半の1史料にしたがうと、1週間に白地仕上げずみのカージー（この地域で、多く製造された小幅毛織物の一種）1反

的な「ギルド親方」ではなく、むしろギルド制の崩壊期に廣範にあらわれてくる、いわゆる「小親方」*Kleinmeister* と解すべきだと思われる。けだし、その方が史實に合致するばかりでなく、マルクスの他の諸箇所における説明にも符合するからである。

10) その理由は以下ただちに説明されるはずである。ここでは、さしあたって、次の一句を念頭においてほしい。——「〔單純な協業〕は、資本制生産様式のある特殊な發展時代の固定的・特徴的な形態をなすものではない。それがほぼかかるものとして現象するのは、たかだか、まだ手工業的なマニュファクチャ初期においてであり、またマニュファクチャ期に照應する……大農業においてである。單純協業は、しかしつねに、分業または機械が重要な役割を演ずることなくして資本が大規模に作用するような生産諸部門の支配的形態である。」A. a. O. I, S. 351; 邦譯, 第3分冊, 561頁。

11) これは、云うまでもなく、A. a. O. I, SS. 352 ff.; 邦譯, 第3分冊, 563頁以下に説明されている「マニュファクチャの二重の起原」に照應するものである。これについては次項の説明を参照。

12) H. Heaton, *The Yorkshire Woollen and Worsted Industries from the Earliest Times up to the Industrial Revolution*, pp. 94—96.

7) 中世中期の都市工業、そこで展開される問屋制度やマニュファクチャ（たとえば、13世紀のフィレンツェの毛織物工業、14世紀半頃までのガン、イーブルなどの毛織物工業、13世紀初頃までのイギリス毛織物工業など）については、本稿ではふれない。これは看過してよいというのではなく、むしろ逆に別稿であらためて取り扱うつもりだからである。

8) 農村工業の經濟史的意義については、さしあたって、拙著「近代歐洲經濟史序説」上の二、を参照されたい。

9) Marx, *Das Kapital*, I, S. 337; 長谷部譯・青木文庫版, 第3分冊, 543頁。——ここにみえる「ギルド親方」*Zunftmeister* は、ふつう教科書などに *stereotypisch* に描かれているような中世都市の本来

生産するとして、選毛・刷毛・紡糸・織布・剪毛のために6人の人手を必要とするのが普通であったとされているが、そのうち、選毛は羊毛商がうけもち、仕上工程でも剪毛は通常おこなわれず、縮絨などは縮絨工がやることになっていたので、「小織元たちは、4人の働き手の助力をえて、刷毛・紡糸・織布（小幅織機1臺——引用者）をおこない、一週間に1反のカーギーを製造しうるのがつねであった。」（傍點は原文）ところで、その4人の働き手は、子供たちを含めて、小織元たちの家族労働力だけで事足りることももちろんありえたが、不足したばあい、徒弟を1人か、紡ぎ女を1—2人程度雇い入れた。

(2) さらに、當時この地域には上述のような小織元たちとならんで、それに相似した半農半工の獨立小商品生産者でありながら、ただ紡糸工程のみを営んで、織糸を賣る紡糸工たちや、かれらからその織糸を買いこんで、もっぱら織布工程のみをおこなう織布工たちの姿もまた見出された¹³⁾。

以上述べた二つの形態のうち、第1のばあいには、經營の内譯にすでになにほどこかの分業關係が含まれているけれども、歴史とともに古い家族内分業に直接つながるもの以外は、ほとんど固定的ではなく、經營内分業としてはなお萌芽の段階に止まっているといわねばならない。第2のばあいには、經營内に見出されるものはまず單純な協業關係のみである。しかし、何れにしろ、それら半農半工の小商品生産者たちの職場はほとんどいま一步で押しも押されぬ資本制協業に展開しうるのであり、少なくとも資本制協業の起點をなすといつてよいであろう。こうした半農半工の小商品生産者たちの姿は、イギリスをとってみても、マニユファクチャ期を通じて、ヨークシア西部のみとは云わず、多かれ少なかれ各地にみいだされるのであるが、事實、かれらの職場のうちあるものが何らかの經路で量的な擴大をとげるとともに、

13) Heaton, *op. cit.* p. 96. なお、G. Unwin, *Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, Appendix A, pp. 234—236 に收載された一史料〈Reasans to prove the convenience of buying and selling of wool〉in: S. P. D., Jas. I, Vol. LXXX, 13, year 1615. の抜萃を参照。

そこには、あのマニユファクチャを特徴づける經營内での「分業にもとづく協業」が劃然とした姿を現わしてくることになる。

4 さて、いわゆるマニユファクチャ期に入るとともに、以上のような小商品生産（小規模な單純協業も含めて）を「廣大な基礎」とし、そうした「背景」のなかから押しも押されぬマニユファクチャ（＝分業にもとづく協業）がたえず分出され、聳立するようになる。この事實は、イギリス史についてみると、あたかもマニユファクチャ期の開始をつげる16世紀半ばに、全社會的な規模で明瞭な姿をとって現われている。それを端的に示す史料としては「織布工條例」と總稱される一連の法令があるが、そのうちの代表的な1例を引照しつつ、まずマニユファクチャ的經營の基礎形態をとらえてみることにしよう。

1555年に全イングランドを対象として發布された、有名な『織布工に関する條例』(2 & 3 Philip and Mary, c. 11) はだいたい次のような前文で始まっている。『從前の議會においてもまた本議會においても、わが王國の織布工たちの訴え來れるところは、富みかつ裕かなる織元たちが、或いはかれらの家々の内に數々の織機を設け、雇職人及び不熟練なる人々にこれを充用せしめ、以て機織の技能に習熟せる多數の職人とその家族を破滅せしめ、或いはまた幾多の織機をその掌中に集めて、これを貧しき職人たちに對し、かれらが自身を、ましてや妻子家族を扶養しえざる程の不當なる賃料にて貸與し、また毛織物の織布及び製造に對して從前より遙かに少額な工賃を與えるにすぎないため、かれらはみずから習熟せる職業を全く棄て去らざるをえざるに至った。……』こうした立法理由を述べてのち、7ヵ條の禁止事項を具體的に列挙しているが、そのうち、當面われわれにとって重要な5ヵ條の概要は次のとおりである。(1) 都市外の農村地域に居住し毛織物の製造をおこなうもの（すなわち織元）は、何びとといえども、自分の家屋内に1臺以上の織機を設けたり、織機の賃貸をしたりしてはならない。(2) 都市外の農村地域に住む毛織物織布工は何びとも2臺以上の織機を所有し、上記何れの方法によるにせよ。

それにより利得してはならない。(3) 織布工は縮絨場を設け、或いは染色を営んではならない。(4) 縮絨工は織機を所有してはならない。(5) 都市外の農村地域に居住する織布工ないしは織布を営む者は2人以上の徒弟を使ってはならない。

この『織布工に関する条例』は、それ自體が適用除外地域を含むことは別としても、事實上ほとんど遵守されることなく、ピュウリタン革命に先だつ1624年に早くも廢止されてしまうことは、周知のとおりである¹⁴⁾。ということは、以上述べたような禁止諸規定の内容が實はむしろどしどし進展していたことを意味する。このことを念頭におくと、上述したような、この条例の記載内容はわれわれに、一方では當時農村の小商品生産者層(=小ブルジョアたる農民層)が急速に兩極へ分解しつつあったこと示すとともに、他方その分解の只中から典型的なマニュファクチャ(=分業にもとづく協業)經營がつぎつぎに姿を現わしてくる過程そのものを生き生きと教えてくれるのである。——マニュファクチャは二通りの経路で生まれてくる¹⁵⁾。一は、織元の經營自體の内部にすでに萌芽としてひそんでいた分業關係がさらに擴大され、固定化されることによってであり、他は、織布工や縮絨工の經營に外部から他の諸工程が附加されることによってである。こうして、廣範に擴がる農村工業を背景に、その中から、半農半工の姿をとりつつ展開するマニュファクチャの標準的な形態がわれわれの眼前に浮び上ってくる。

ここでもヒートン教授のすぐれた研鑽の一節を引照することとしよう。16世紀半頃のイギリス、ヨークシア西部のリーズ附近に住む織元たちのうち、そうした標準的なマニュファクチャを經營していたと思われる者の姿を彼はだいたい次のように書きだしている¹⁶⁾。——かれらの家の周囲には畑地か果樹園があり、さらにいくつかの小綜劃地を所有あるいは貸借してそれらを合すると多數の家畜を飼うことができた。毛織物製造用の道具は

残りなく揃えられていた。ノーザン・ダズンとよばれる大幅毛織物を織る織機、羊毛を染める染色桶、縮絨したのち毛織物の表面を剪毛してきめ細かくなめらかにする剪毛鉋など、すべて職場のなかでみることができた。屋外には染めた羊毛を乾かす生垣や長い木製の張物枠があった。ところで、織元たるかれらは徒弟たちをおいているし、雇職人や婦人たちをも雇っていたが、自分たちも一緒に立ち働いた。紡糸や織布は織元の職場でもおこなわれたが、雇人たちが自宅でおこなうことも多かった。織り上ると、織元たちはそれを縮絨用の水車場へもっていき、十分に水をとおし水車にかけてから、家にもちかえって剪毛し、仕上げし、張物枠ではって、それから自分で市場へ運ぶなり、持たせてやるなりした。

以上見るような織元の姿には、もちろん、ヨークシア西部での、しかもノーザン・ダズンの製造という事情からして種々な特殊性がつきまといっていることは否みがたい。しかも、そこには標準的な毛織物マニュファクチャの基本的な諸特徴がみごとに描きだされていると云えないだろうか。——そうしたマニュファクチャを經營する織元たちの營みは、すでにその重心が工業生産の方に移っているとはいえ、なお常に多かれ少なかれ土地經營によって補充されており、それが労働生産力増大の一契機となっている。彼らは、いうまでもなく、職場を所有し、その内部で「分業にもとづく協業」がおこなわれている。このための労働力として外部から賃銀労働者たち(不熟練の男女、雇職人、徒弟¹⁷⁾など)を雇い入れ、これによって經營は擴大されていく。雇主自身(家族もまた)彼らとともに立ち働くが、その機能はようやく直接の労働過程からはなれようとしている。そうした

マニュファクチャの生き生きした描寫としては、このヒートン教授の敘述にまさるものは多くあるまい。なお、これは18世紀フランス、リヨン郊外の農村工業地域 Saint-Dinier de Joyeuse 村に関するものであるが、G. Martin, *Le tissage du ruban à domicile dans les campagnes du Velay*, pp. 40—43. にみえる、同様な興味深い敘述をも参照。

17) 「徒弟」apprentice はマニュファクチャ労働者の代表的形態のひとつである。そのことは、ピュウリタン革命や名譽革命に際して徒弟層がどのような重要

14) これらの諸點については、拙著「近代歐洲經濟史序説」上の2、後篇、第2章・第2節を参照。

15) Marx, *Das Kapital*, I, SS. 352 ff., 邦譯、第3分冊、563頁以下の所論を参照されたい。

16) Heaton, *op. cit.* pp. 96—98. こうした農村マ

職場労働の周辺には、多かれ少かれ、問屋制前貸¹⁸⁾の支配網がひろげられており、それが職場労働を補充しつつ、マニユファクチャ経営のために餘剰價值獲得の一源泉となっている。すなわち、職元によって雇われている職布工の一部は彼から織糸の、ときには織機さへもの、供給をうけ、自宅で織布をおこなう。ことに紡糸工程のばあいはその事情は特徴的で、當時の事情では、紡糸の大部分は貧農の婦人・小児たちの下請となっていたと考えてよい¹⁹⁾。ともあれ、このように職場経営のいわば外業部として、周辺にひろく問屋制前貸の網をひろげているということは、「工場」に對比したばあい、「マニユファクチャ」経営のひとつの重要な特質といわねばならないであろう²⁰⁾。

5 このように典型的なマニユファクチャのばあい、1個別資本の支配と指揮の下に、職場を中心に、さらに云わば外業部としてそれを補充しつつ、周辺の小生産者や副業農家に問屋制前貸の網がひろげられる。マニユファクチャを特徴づけるあの「分業にもとづく協業」は、實は、單に職場の内部のみでなく、外業部たる周辺の小生産者たち(=家内工業)をも含めた全體のうちで展開されるのであり、したがって、この點からして明らかかなように、そうした全體こそが——中心をなす職場だけではなく——1個のマニユファクチャと考えられねばならない。この點マニユファクチャの經營規模を、したがってまた社會的規模におけるマニユファクチャの展開度を測定するさいに、ひとつの重要な論點となるであろう。

それはともかくとして、本來のマニユファクチャ期にはマニユファクチャ内で分業労働をおこなう部分労働者間に合理的な量的比例關係が經驗的に確立され、社會的な通念となりはじめる²¹⁾。た

な役割をはたしたかと云うことを考えるだけでも、ある程度了解しうるであろう。

18) 最廣義の用語法においてである。そのうちのものは、正確には「資本制家内労働」と云わねばならないであろう。

19) ヨークシア西部(ウェスト・ライディング)についてさえ、多かれ少なかれ事情はそのとおりだったと云えよう。Heaton, *op. cit.* pp. 97, 116.

20) その原因については、さしあたって後出、7を参照。

たとえば、1588年の1史料にはリーズ(ヨークシア西部)の老練な一織元の證言として次のような事實が記されている²²⁾。——

(1) ノーザン・ダズンとよばれる大幅毛織物(長さ12ヤード、幅1ヤード $\frac{3}{4}$)を毎週4反^{ピース}づつ製造するばあい、60人の労働者のあいだに次のような比率の分業がおこなわれている。

選毛・除塵および染毛	12
紡糸および刷毛	30
織布および仕上	12(内4人が仕上工?)
雑役・運搬	6

(2) カーギーとよばれる小幅毛織物(長さ18ヤード、幅1ヤード)毎週10反^{ピース}づつ製造するばあいは、60人の労働者のあいだに次のような比率の分業がおこなわれている。ただし、カーギーはふつう白地のまま賣られたので、染色工程はこの中にふくまれていない。

選毛および除塵	6
紡糸および刷毛	40
織布	8
仕上	6(内2人は補助労働)

このような事情から逆推すると、當時ヨークシア西部の農村工業地帯、とくにリーズ附近では、少なくとも60人の労働者によるマニユファクチャ經營(=分業にもとづく協業)がすでに人々の經驗的知識となりうる程度にまで成長していたことがわかる。そして、その60人の労働者のうち、紡糸工程の大部分と織布工程の半ばが問屋制下請の

21) 「かくしてマニユファクチャ的分業は、社會的全體労働者の質的に相異なる諸器官を簡單化し且つ多様化するばかりでなく、これらの器官の量的範圍のための——すなわち、各特殊的功能における相對的労働者數または諸労働者群の相對的大いさのための——數學的に確定的な比率をも創造する。それは、社會的労働過程の質的編制とともに量的な規則および比例性を發展させる。ある一定規模の生産のために種々の部分労働者群の最も適當な比例者が經驗的に確立されているならば、この生産規模は、各特殊の労働者群の倍數を使用することによってのみ擴張されうる。……」Marx, *Das Kapital*, I, S. 362 f.; 邦譯, 第3分冊, 577頁。

22) M SS. of Lord Kenyon, c. 1588, *Tudor Economic Documents* (Tawney and Power) I, pp. 216—17; Heaton, *op. cit.* p. 108 f.

姿をとっていたとして、ほぼ20—30人の労働者を擁する職場が経営の中心に存在したことを推定するのは、決して不自然ではないであろう。

第3 マニユファクチャ経営の拡大諸形態

6 前節で析出したようなマニユファクチャの基礎形態は、もちろん、いっそう拡大され、種々な拡大諸形態が生みだされる。そうしたマニユファクチャの拡大諸形態は、マニユファクチャ期が終末に近づくにしがって普及度をまし、全機構的な意義を増大することは十分推定可能であるが、ただ、マニユファクチャの拡大諸形態の存在がなんらかの史実として確認できるということだけでは、われわれはまだマニユファクチャ期の進展度や段階を云々することはできない。たとえば16世紀前半のイギリスにおける巨大織元の経営にみるように²³⁾、むしろマニユファクチャ期の開始点にあたってそうしたものが特徴的に見出されることは周知のとおりだからである。この點きわめて重要であるので、いちおうはっきりと指摘しておくが、詳細な論及は他日に期されねばならない。本稿においては、問題の立て方からして當然に、もっぱら、そうしたマニユファクチャの拡大諸形態の内部編制、その基本的な形態を追求するに止めたい。

マニユファクチャはさしあたり、上述したような基礎形態をほとんど崩さないままで、或る程度まで拡大されうる。それについて何よりもまず想起されるのは、ダニエル・デフォウが、1720年代にもなされた『大英帝國周遊』のなかでおこなっているハリファックス——われわれがすでに引照したヨークシア西部（ウェスト・ライディング）の農村工業地帯の1中心地——附近の景観である。きわめて興味ぶかいので、煩をいとわず關係部分を摘記してみよう²⁴⁾。——

『ハリファックスに近づくほど家並はますます密になり、麓の村々は大きくなっていくのが目についた。そればかりでなく、峻しい丘陵の山腹にも一面に家があり、しかもひじょうに密集していた。というのは、土地は小さな綜畫地——どれも2エーカーから6,7エ

イカーで、めったにそれ以上ではない——に分かれていて、3,4區畫の土地ごとに1軒の家があるという具合になっていたからだ。……天氣がよくなり、日が射してくると、ほとんどの家にも張物枠があり、ほとんどの張物枠にもクロウス、カージー、シャルーン〔といった毛織物〕が張ってあるのがみえた。……どの家のそばを通っても小流か溝があり、家々をよぎって流れていた。目だった家にはどれにもマニユファクチャリすなわち職場があった。……織元はだれも必ず、工業用に使用する駄馬を1,2匹もっている。つまり、市場から羊毛や食料品を家へもち歸り、織絲を紡絲工へ、(sic)製品を縮絨場へはこび、仕上がすれば市場へもって行って賣る、といったことのためであった。職場主はみな家族用に1,2匹餘りの牝牛を飼っており、家の周りの2,3ないし4區畫の綜畫地がそれにあてられている。……職場主たちの家々のあいだに、同じように散らばって、夥しい数の小屋ないし小住宅があり、雇われている労働者たちがそこに住んでいる。その婦人や小兒たちはたえず梳毛、紡絲などに忙しく、手のあいている者などない。……こんなわけで戸外に人影をみることはほとんどない。しかし、どの職場主でも、その家を訪ねてみると、すぐにわれわれの目にうつるのは強壯な男たちが家にみちていることである。幾人かは染物桶のそばに、幾人かは毛織物を仕上げ、幾人かは織機に、ある者はこれ、他の者は別のこと、皆がさかんに働き、十分に製造にいそしみ、皆が手いっぱいの仕事をもっているようにみえる。』(傍點は引用者)

ヒートン教授の表現をかりるならば、まさに《miniature factory》である。そして18世紀ともなると、こうした規模のマニユファクチャは、ヨークシア西部やランカシア東部の農村工業地帯における毛織物製造では、なお廣範な中小の生産者たちを背景としてではあれ、すでに「普通に」みられるものとなっていたようである²⁵⁾。なお、このころにもなると、萌芽的な作業機の出現と採用にともなって、マニユファクチャのあるものは「初期の工場」ともいふべき様相を呈し、かつ農＝工の分離も一段と進展を示すようになるが、こ

24) Daniel Defoe, *A Tour through England and Wales*, Ed. Everyman's Library, II, pp. 193—196.

25) Heaton, *op. cit.* pp. 285 f., 295—301; A. P. Wadsworth, and J. de Lacy Mann, *The Cotton Trade and Industrial Lancashire*, pp. 279 f., 284

23) さしあたり、拙著、前掲書、301頁以下、それから B. McClenaghan, *The Springs of Lavenham*, 1924. の興味深い敘述をみよ。

の點も本稿では割愛しなければならない²⁶⁾。

7 さて、マニユファクチャは經營規模の擴大にともなつて、さらに、いくつかの職場の組みあわせという複雑化された形をとるようになる。こうしたものを、かりに「結合マニユファクチャ」とよぶこととしよう²⁷⁾。そして、こうしたばあい——ただ後に述べる第3形態のみを除いて——この組み合わせられたいくつかの職場、さらにそれらの周辺に外業部として附屬する小生産者たち(=家内工業)を含めて、すべてが1個のマニユファクチャと考えられなければならない。このようなマニユファクチャのいわば擴大形態(=結合マニユファクチャ)が形づくられるようになるのは、けだし、上述のように「種々な部分労働者群の最も適當な比例數が經驗的に確立されているならば、[マニユファクチャの]規模は各特殊労働者群の倍數を使用することによってのみ擴張されうる」ことになるからである²⁸⁾。——結合マニユファクチャには、だいたい次のような3の形態が見出される²⁹⁾。といて、それらは現實にはいずれも純粹な形であらわれることは少なく、種々混交しつつ、1個のマニユファクチャを形づくっているのであるが、ここでは、比較的代表的とおもわれる諸事例をえらんで、結合マニユファクチャの3の基本形態を説明してみることとしよう。

(1) 同一部分工程の労働者たちのみで1個の職場(=單純協業)を形づくり、そうした諸種のいくつかの職場(=單純協業)が組みあわされて、

ff., 303. その他 pp. 98—108, 284—308 に記述された諸史實を参照。

26) 研究史上周知の諸例は別として、ここではとくに「オランダ織機」(リボン織機)のマニユファクチャへの注意を喚起しておきたい。さしあたって Wadsworth and Mann, *op. cit.* pp. 98—106, 284—303, 329—333. を参照。

27) Kombinierte Manufaktur. これはマルクスの用いている語であるが、ここではやや擴張解釋して用いた。嚴密には、マルクスが結合マニユファクチャとよぶところのものは、ここでいう第3形態のみである。Marx, *Das Kapital*, I, S. 364; 邦譯, 第3分冊, 580頁参照。

28) A. a. O. I, S. 363; 邦譯, 第3分冊, 577頁。

29) A. a. O. I, SS. 363—365; 邦譯, 第3分冊, 557—580頁の敘述を参照。

それらのあいだに「分業にもとづく協業」の関係がつくりだされているばあい。イギリス史について云えば、16世紀前半の巨大織元たるマームズベリのジョン・ウィンチコムの經營するマニユファクチャがすでにそれだったと見られるが³⁰⁾、18世紀ともなれば、そうした形態はイングランドのあちこちに見いだされるようである。そうしたものの姿を生き生きと示す1史料を、次にかかげておく。——1765年、ランカシアのプレスコットでは帆布製造および『その他の麻綿織物製造』の『初心經營者』に好適なものとして、次のような土地および諸施設賃貸の廣告がなされている³¹⁾。

『8乃至10人の麻こき人夫用の諸職場・大麻・亞麻等貯藏用の2部屋、帆布織布8臺用の職場、糊付棒6臺用の職場、整經・織糸準備用等の職場、設備よろしき水車場、規模大にして水豊富なる晒布場、規模好適の綜畫地附屬、賃貸料は現在總計わずかに年16ポンド。』

本土地・設備の使用は從來利潤多く、現在も近傍の投資者³²⁾によりポルタヴィ織・縞布・敷布製織のため織機40臺を用い、盛んに營業中。近隣に仕事になれ、極安き賃金にて働く人々十分。』

(2) 各職場が「分業にもとづく協業」としていずれもいちおう完結した組み立てをもち、しかもそうした、互に相似的ないくつかの職場(=分業にもとづく協業)が組みあわされて、それらのあいだに一層大規模な「單純協業」の関係がつく

30) F. O. Mann (ed.), *The Works of Thomas Delony*, p. 20; 拙著, 前掲書, 302頁以下。——誇張の點は別として、デロウニーの傳えるところによると、ウィンチコムのマニユファクチャは次のような部分職場の組み合わせからなっていた。(1) 織布部屋, 織機100臺, 男100人, 少年100人 (2) 梳毛部屋, 女100人 (3) 紡絲部屋, 少女200人 (4) 選毛部屋, 小兒150人 (5) 剪毛部屋, 剪毛工50人 (6) 蠶立部屋, 蠶立工80人 (7) 染色場, 染色工40人 (8) 縮絨場, 縮絨工20人。

31) Manchester Mercury, July 9, 1765, quoted in: Wadsworth and Mann, *op. cit.* p. 302 f., なお、同じ個所にあげられている他の諸例をも参照。

32) proprietors と複數になっているが、この廣告の對象が《a young Beginner in Trade》と單數になっており、すべてが1個別經營のもとにあると考えられるので、これはおそらく1partnershipを形づく人々と解すべきであろう。

りだされているばあい。こうした形態の典型は17世紀中葉のオランダ、ライデンの毛織物工業、とくに当時 reeder とよばれた大織元の経営に見られる。彼らはいずれも自ら「内職場」を經營するほか、いくつかの「外職場」をそれぞれ「雇親方」に彼の名義で下請經營せしめていたが、それらの職場はいずれも通常「分業にもとづく協業」として組み立てられていた³³⁾。たとえば、当時の1「外職場」には、次のような労働要具が設備されていた³⁴⁾。——織機4臺、刷毛臺4、鐵製火熨斗2、竈立具1揃、机2、紡車1、梳毛具5、梳毛具2（種類が異なるか——引用者）、剪毛鋏1、仕上具1。

(3) 各職場が「分業にもとづく協業」の組み立てをとりながら、しかもそれぞれの作業内容が異なった製造工程に屬するために、組み合わせられた諸職場（＝分業にもとづく協業）のあいだに一層大規模な「分業にもとづく協業」の関係が作りだされるばあい³⁵⁾。こうした形態は、私の見るかぎりでは、繊維マニユファクチャのばあい比較的小さいように思われるが³⁶⁾、決して見出されないわけではない。たとえば、前掲オランダの大織元が同時に仕上工程のための「外職場」をも兼營するばあいがそうであるし³⁷⁾、18世紀後半フランス、ルーアンの特權マニユファクチュールなどにもそうした事例が見出される³⁸⁾。

以上述べたようなマニユファクチャの3の擴大形態はいずれも、上述の引例にもみるように、同

一個別資本家の直接經營下に形づくられていることももちろん見出されるが、また資本家が中心職場のみを自ら直接に經營しつつ、他の諸職場を下請經營させ、それを問屋制的に支配するような事例もかなり多い。後者の例としては、上述した17世紀オランダ、ライデンの大織元のばあいがそれであるし、18世紀イギリスの東部や西部の繊維工業における比較的大きな織元たちの經營のあるものも、やはりそうした形態と見なければならぬ。たとえば、18世紀初頭インド産キャリコの輸入問題をめぐって絹織布工たちが騒擾をくりかえしたさい、東印度會社の側から、逆に、彼ら絹織布工たちは「親方」も「雇職人」もともに餘りにも多くの「徒弟」を雇いすぎていると批難されているが³⁹⁾、この「雇職人」もまた徒弟をやとっているという事実など、「親方」絹織布工が自ら直接に職場を經營するほか、「雇職人」たちの下請諸職場をも問屋制的に支配していたと見るより理解のしようがあるまい。そしてこのばあいにも、すべての職場の組み合わせ全體が1個のマニユファクチャと考えられねばならないのである。また、これに関連して、マニユファクチャの擴大形態の内部編制に問屋制度⁴⁰⁾的諸関係が、どのように、またどの程度まで絡みこんでいるか、そしてこれはどのような事情に由来し⁴¹⁾、どのような歴史的意味をもつか、といった事柄もまたきわめて重要な問題となってくるが、本稿における問題の立て方からして、ここでは割愛しなければならない。

1956・7・15

33) N. W. Posthumus, *Bronnen tot de geschiedenis van de Leidsche textielnijverheid*, IV, Inleiding, bl. XII; do., *De geschiedeviss van de Leidsche Iaken-industrie*, III,

34) *Bronnen etc.*, IV, No. 335.—なお No. 371 にみえる豊富な諸事例をも参照。

35) マルクスはこうした形態を Kombinierte Manufaktur とよんでいる。*Das Kapital*, I, S. 364, 邦譯, 第3分冊, 580頁「結合マニユファクチャは、幾多の利益を提供するにも拘わらず、その自身の基礎の上では何らの現實的・技術的な統一も獲得しない。この統一は結合マニユファクチャが機械經營に轉化するさいに初めて生ずる。」このことの歴史的意味については、別の機會に論及しなければならない。

36) この形態の事例はむしろ鑛山＝金屬工業の部面に求められねばならないが、これは本稿における目標の外にある。後考にまちなたい。

37) *Bronnen etc.* IV, No. 295, 320, 346 § 11.

38) たとえばジョン・ホルカーのマニユファクチュール。遠藤輝明稿「フランス産業革命史研究序説」エコノミア, VI. 3—4, 434頁以下。

39) *The Weavers' Pretence examined etc.* 1719, in: John Smith, *Memoirs of Wool*, II, p. 186.

40) ここでも、「問屋制度」という語は最廣義。

41) 簡単に指摘しておく、(1) 舊來の小規模生産に對する競争力が、工場のばあいに比べて、相對的に小さいこと、(2) 労働生産力の増大の起點となるものが「分業にもとづく協業」であるため、生産諸力の發展の不均等がたえずその編制の内部に反映しうること。要するに、そうした「マニユファクチャ独自の技術的基礎の狹隘さ」とそれに照應する商業資本の主觀的優越の事實にほかならない。